

平成31年3月28日

政党交付金の返還

本日、平成30年解散分使途等報告書の要旨公表に伴い、平成29年までに交付した政党交付金のうち未使用分（24,013,846円：解散した政治団体の基金の残高）について、日本のこころ^(※)に対し、政党助成法第33条第2項の規定に基づき、返還手続を行うこととしました。

(※) 日本のこころは平成29年10月22日に政党助成法上の政党要件を満たさない政治団体となり、平成30年10月31日に解散したため、返還手続はその代表者であった者に対して行います。

(連絡先) 自治行政局選挙部政党助成室
担当：神林補佐、大塚主査
電話：(代表) 03-5253-5111
(内線) 23192、23195
(直通) 03-5253-5582
(FAX) 03-5253-5583
(E-mail) senkyo.shikin@soumu.go.jp